

## 財団法人奈良県高等学校野球連盟・事業推進基金規程

### (通 則)

第1条 この法人の事業を適正かつ厳正に運営するため、財団法人奈良県高等学校野球連盟事業推進基金(以下「基金」という)を設ける。

### (使 途)

第2条 この基金は、勘定科目を、特定資産等の中に区分、設定し、その使途は、財団法人奈良県高等学校野球連盟定款第2章第4条に定める事業の実施に限定する。

### (構 成)

第3条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 基金とすることを指定して寄付された財産
- ② 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産

### (管 理)

第4条 この基金は、元本回収が安全、確実な方法により会長が管理・保管する。

### (処分の制限)

第5条 この基金は、この法人の事業遂行上、やむを得ない事由が生じたときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て処分することができる。

### (規程の変更)

第6条 この規定を変更するときは、理事会において承認を得なければならない。

### 附 則

- 1 この規程は、平成25年3月4日から施行する。